

別 添

商工労働部所管に係る知事表彰取扱要領（抜粋）

1 表彰の目的

技能者の社会的評価を高めるとともに、技能水準の向上及び技能習得意欲の高揚並びに技能者の定着を図る。

2 表彰の対象

(1) 卓越した技能者

満年齢40歳以上で20年以上の経験を有する者（以下「1号該当者」という。）で、
1職種につき1名とし総数15名以内とする。

また、現に県内において当該職種に就業している者とする。

(2) 認定職業訓練・技能検定に尽力した者

満年齢40歳以上で10年以上寄与した者（以下2号該当者という。）

3 候補者の推薦方法

(1) 1号該当者については、市町村長、県職業能力開発協会長及び商工関係団体、
企業、産業団体の代表者の推薦によるものとする。

(2) 2号該当者については、県職業能力開発協会長及び被表彰者の所属する産業
団体の代表者の推薦によるものとする。

4 表彰の時期及び方法

毎年11月とし、職業能力開発促進月間中に開催する岐阜県職業能力開発促進大会にお
いて、表彰状及び記念品を授与し表彰する。

5 欠格条項等

表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについては原則として行わないものとする。

(1) 刑に処せられたもの（言い渡しを受けた刑が消滅しているもの及び道路交通法
（昭和35年法律第105号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和
37年法律第145号）に違反して罰金刑に処せられた者を除く。）

(2) 現に起訴されているもの

(3) その他表彰することが不相当と認められるもの

6 推薦関係書類

(1) 被表彰候補者推薦名簿（様式第1）

(2) 推薦調書（様式第2）

(3) 履歴書（様式第3）

(4) 身元証明書

(5) 資料

技能等の優秀さを具体的に証明するもの。写真・新聞記事・表彰状等
の写など。

（注：記載要領13(7)参照。ただし、A4版の大きさに揃えること。）